



じんけん どうわもんだい  
**人権・同和問題の**

ただ りかい  
**正しい理解のために**



# まえがき

県では、「全ての人の人権が尊重される平和で豊かな社会」の実現を目指して、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題に関して、県民の皆様にも人権問題について考え、学んでいただくための啓発・研修の機会等を提供するよう努めています。

この冊子は、人権問題とりわけ同和問題についての自主的な学習や職場・地域での研修などで活用していただくために作成したもので、人権・同和問題に関してよくある質問を Q&A 方式で取りまとめています。

ひとりでも多くの県民の皆様に、学習や研修を通して、人権・同和問題についての理解を深めていただき、様々な課題を自分に関わる問題としてとらえ、その解決に向けて積極的に取り組んでいただければ幸いです。

2024（令和6）年3月

宮崎県

# 目次

Q1 「人権」って何ですか？	01
Q2 私たちの周りにも人権問題はあるのですか？	02
Q3 どのような人権問題があるのですか？	03
Q4 同和問題（部落差別）とはどのような問題ですか？	07
Q5 同和問題（部落差別）はまだ解決していないのですか？	08
Q6 同和地区（被差別部落）はいつごろできたのですか？	09
Q7 同和問題（部落差別）はなぜ今も残っているのですか？	11
Q8 そっとしておけば、同和問題（部落差別）は自然になくなるのではないですか？	12
Q9 同和問題（部落差別）の解決のために行政はどのような取組を行ってきたのですか？	14
Q10 「部落差別解消推進法」は、どんな法律ですか？	15
Q11 「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」とは、どんな条例ですか？	16
Q12 宮崎県では、人権・同和問題の教育・啓発をどのように進めているのですか？	17
Q13 人権・同和問題を解決するためにはどうすればよいのですか？	19
Q14 えせ同和行為とはどのようなものですか？	23

A1

「人間が人間らしく生きる」つまり「私たちが幸せに生きる」ための権利です。

私たちが幸せに生きるためには、衣食住が足りていること、健康であること、生命・身体に危険がないこと、意見を自由に発表できること、自分の能力を十分に発揮できること、仕事・職場をもてること、平等に扱われることなどが必要です。また、これらのことが満たされて「人の幸せ」が実現されるためには、法律や制度によって人権が保障されることが不可欠です。

日本国憲法には、これらのことが国民の基本的な人権として保障されています。つまり、人権の保障は私たちの社会の「公のルール」と言えるでしょう。

しかし、「人権はややこしい、むずかしいもの」と思われがちで、私たちの日常生活に定着しているとは言えません。それは、「自由＝好き勝手」「権利＝わがまま」などといった誤った理解が邪魔をしているのかもしれない。

私たちは、家庭・地域・職場・学校など様々な場面で日常生活を送り、そこで何かをしたり、ものを言ったりするときには、それぞれの場面に応じた判断の基準に従っています。その基準の中に、誰もが人権尊重の考え方を取り入れるようになれば、人権が日常生活に定着したと言えるでしょう。

そのために、私たちは、人権について学び、正しく理解し、それを日常生活の中で行動の基準に取り入れていく必要があるのです。

日本国憲法が保障する基本的人権

- 総論的規定
● 基本的人権の享有及びその永久不可侵性(第11条)
● 自由・権利を保持・利用する責任、濫用の禁止(第12条)
● 個人の尊重(第13条)
平等権
● 法の下での平等(第14条)
● 家族生活における個人の尊厳と両性の平等(第24条)
自由権
● 精神の自由(思想・良心の自由(第19条)、信教の自由(第20条)、表現の自由(第21条)、学問の自由(第23条))
● 人身の自由(奴隷的拘束及び苦役からの自由(第18条)、法定手続の保障(第31条)、刑事手続に関する保障(第33条～38条))
● 経済活動の自由(居住・移転・職業選択の自由(第22条)、財産権の不可侵(第29条))
社会権
● 生存権(第25条)
● 教育を受ける権利(第26条)
● 勤労の権利(第27条)
● 労働三権の保障(第28条)

A2

人権問題は私たちにとって身近な問題です。

私たちは、日常の言葉や行動の中で気づかないうちに人を傷つけていることがあります。「女は女らしく、男は男らしく」、「年寄りの出る幕じゃない」、「子どものくせに」などということを言ったり、聞いたりしたことはありませんか。言った人にとっては何でもない言葉が、相手の「自分らしく生きたい」、「前向きに生きたい」という思いをどれほど傷つけているかを考えてみてください。

また、自分や家族のことで悩んだり、不満に感じたりしていることを思い浮かべてみてください。例えば、それが「私(女性)ばかりに家事が押しつけられている」、「動作が遅いからといって私(高齢者)を邪魔者扱いする」、「私(子ども)の意見を親が聞いてくれようとしなない」であったとします。

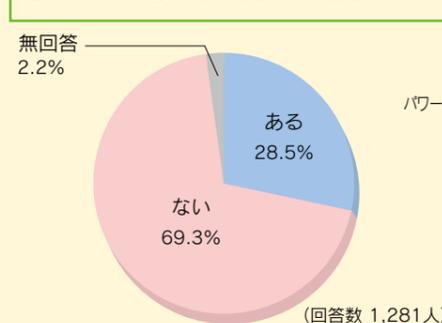
やはり、それらは私(女性・高齢者・子ども)の「自分らしく生きたい」、「前向きに生きたい」という思いが妨げられているということであり、その背景には、「女性」、「高齢者」そして「子ども」に関わる人権問題が見えてきます。

このように、私たちの身近なところに、様々な人権に関わる問題が山積していることがわかります。私たちが人権について考えるときには、まず周りの人権問題に気づくことから始める必要があります。他人の思いやることで身近にある様々な人権問題に気づき、他人の人権を大切にすることができると、それは自分の人権を守ることに繋がります。

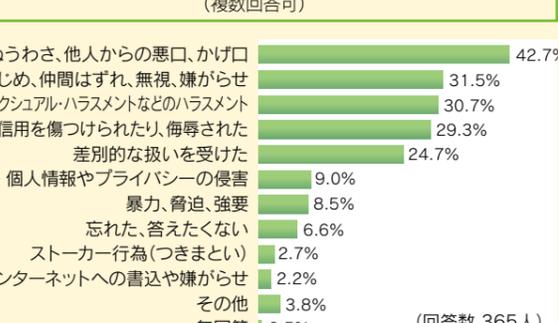
「人権に関する県民意識調査」

2022(令和4)年9月 宮崎県実施
対象:県内の18歳以上3千人

自分の人権が侵害されたと思ったことがあるか



あなたが受けた人権侵害の内容はどのようなものか



右のグラフを見ると、日常の何気ない言動で傷つけられている人が多いことがわかります。

話し合い・考えるポイント

- 今までに「自分の人権が侵害された」と思ったことはありませんか。
○ 私たちの周りには、どのような内容の人権侵害があると思いますか。



## A3

私たちの身の周りの「偏見」や「差別」によって、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）などに関する様々な人権問題が存在しています。

### 女性

依然として、性別による固定的役割分担意識が根強く存在していることや、職場においては賃金や昇格等で男女間の格差が存在するなど、真の男女平等には至っていない状況にあります。また、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの問題も発生しています。

このため、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指した一層の取組とともに、あらゆる分野における女性の参画拡大を推進する必要があります。

### 子ども

少子化や家庭の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、子どもに対する虐待の増加、学校におけるいじめ、不登校、非行などの問題が依然として深刻な状況にあります。また、最近では「体罰」や「子どもの貧困」「ヤングケアラー」の問題に対する意識が高まっており、2023（令和5）年4月には、子どもの基本的な人権を守ることを目的とした「子ども基本法」が施行されました。

このような状況の中で、健やかに子どもを育てるためには、家庭、学校、地域社会が互いに連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。



### 高齢者

高齢化が急速に進む中、高齢者に対する身体的・心理的な虐待や、特殊詐欺や悪質商法等による財産侵害をはじめとする人権侵害が社会問題となっています。こうした状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域や家庭で人間としての尊厳を保ちながら、安心して生活できるように様々な支援をしていく必要があります。

また、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、ともに高齢社会を支え合う県民意識の醸成を図っていく必要があります。

### 障がいのある人

障がいがあることで、不当な扱いを受けたり、不快な思いをするなど、障がいのある人に対する理解は依然として不十分な状況にあります。また、障がいのある人に対する虐待も社会問題となっています。

このような中、2024（令和6）年4月より「改正障害者差別解消法」が施行され、行政機関だけでなく、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。障がいのある人が基本的人権を享有する個人として尊重され、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加できる環境を整えていく必要があります。

### 同和問題（部落差別）

歴史的過程で形づくられた身分差別に基づく、日本固有の人権問題であり、いまだに結婚や就職等の面において差別事象が発生しています。また、近年においては、インターネット上で、同和問題に関する差別的な書き込みや差別を助長・誘発する目的で同和地区の名称や所在地情報を流布する行為のほか、身元調査のための戸籍謄本等の不正取得事件なども発生しています。

このような状況の中で、2016（平成28）年12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。私たち一人ひとりが同和問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの課題として主体的、積極的にその早期解決に取り組む必要があります。

### 外国人

国際化の進展に伴い、在留する外国人が増加し、その国籍も多様化してきており、言語や習慣、文化の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。また、特定の国籍、民族の外国人を排斥する趣旨の言動（ヘイトスピーチ）が大きな問題となり、2016（平成28）年6月には「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

これからも、一層の相互理解の機会確保や教育啓発活動に取り組み、国籍や民族などの違いに関わらず外国人も安心、快適に過ごせる環境を整えることが重要となっています。





## HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等

HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等は、病気に対する正しい知識の不足から生じる偏見や差別により、生活上の課題（医療、就労等）を抱えており、また、社会復帰が困難な状況におかれている方もいます。

また、近年では新型コロナウイルス感染症に関する差別や誹謗中傷も大きな問題となりました。私たち一人ひとりが、正しい知識を身につけ、偏見をなくし、本人や家族が尊厳をもって周囲の人々と同じように暮らすことができ、安心して社会復帰ができるようにする必要があります。

## 犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族又は遺族の中には、犯罪等による直接的な被害だけでなく、精神的なショックや様々な二次的被害に苦しんでいる方もいます。

このため、県では、関係機関が連携して、犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない、適切できめ細かな支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めることを目的として、県や県民等の責務、犯罪被害者等支援の基本となる事項等を定めた「宮崎県犯罪被害者等支援条例」を、2021（令和3）年7月に制定・施行しました。関係機関・団体の連携と県民の理解・協力のもと、犯罪被害者等の心情に配慮し、犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇を権利として保障するとともに、個々の事情に応じて適切な支援が途切れることなく行われるようにする必要があります。

## インターネットを利用した人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現が掲載されるなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

このため、インターネットを利用する一人ひとりが情報モラルを守り、人権侵害を行わないように人権意識を高めていく必要があります。

## 多様な性

人の性のあり方は、どのような性別の人を好きになるか（性的指向）、自分の性をどのように認識しているのか（性自認）等によって一人ひとり異なり、非常に複雑で多様なものとなっています。

しかし、「好きになる相手が常に異性である」ことや「生まれたときの身体の性が自分で認識する性と一致している」ことに当てはまらないことを理由に、偏見の目にさらされたり、差別的な言動を受けたりするなど苦しんでいる人々があります。

性のあり方は、個人の尊厳にかかわる重要な問題です。正しい知識を身につけ、多様な性について理解し、尊重する必要があります。

このため、2023（令和5）年6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立・施行されています。

## 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人の中には、本人に真摯な更生の意欲があるにもかかわらず、社会の偏見や差別意識のために、社会復帰が困難な状況にある方もいます。

このため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識をなくし、社会復帰ができるようにする必要があります。

## 北朝鮮当局による拉致問題等

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、これを始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

一方で、直接関係のない在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの新たな人権侵害を起こさないようにする必要があります。

## 働く人

企業等は、社会を構成する一員として、職場における人権が尊重される環境づくりを推進していくことが求められています。しかしながら、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）等の各種ハラスメントに加え、国籍や障がい、性的指向や性自認等を理由とした差別や偏見、不当な扱いが問題となっています。

誰もが安心して、やりがいを持って働くことができる職場づくりを推進していく必要があります。

## その他の問題

これまで述べてきた人権問題のほかにも、

- ①アイヌの人々の問題
- ②災害等に起因する人権問題（東日本大震災に伴う人権問題等）
- ③ホームレスの人権
- ④人身取引

など様々な課題が存在します。

また、自分で自分の事柄を開示する「カミングアウト」に対して、他者に関するプライバシーを本人の承諾を得ずに曝す「アウトティング」も人権侵害になることを、十分理解しておかなければなりません。

### 話し合い・考えるポイント

- あなたはどの人権問題に関心がありますか。なぜ、その問題に関心があるのですか。
- その人権問題を解決するために、あなたは何をしたいとおもいますか。

A4

どうわ ちく ひ さべつ ぶらく
同和地区や被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいるということ

わたしの 生きて いる 社会は、民主主義社会であり、すべての人は生まれながらにして自由で平等です。

しかし、現実には、様々な形で差別が存在しており、そのために多くの人

とりわけ、同和地区(被差別部落)出身の人々は、日本社会の歴史的過程の中で

具体的には、同和地区出身であることを理由に就職に際し不利益な取扱いを受けたり、結婚を反対されたり、日常の付き合いを避けられたりという差別や、就職・教育の機会均等が

何よりも自分の出身やふるさとを隠したり、隠さざるを得ない生き方は、本当のしあわせな生き方とは言えません。

同和問題は、我が国固有の人権問題であり、私たち一人ひとりが解決に向けて取り組まなくてはならない問題なのです。

「同和」の語源

「同和」の語源は、昭和天皇即位の際の勅語[1926(昭和元)年]「…人心惟レ同シク民風惟レ和シ…」からきています。

「同和」とは、人々が和合するという意味の言葉で、戦前における部落差別をなくすための取組の中で、「同胞融和」や「同胞一和」といった標語が掲げられました。

戦後になって、同和地区、同和対策事業、同和教育、同和问题など、行政上の公的な表現(用語)として使われるようになりました。

区別と差別

区別と差別の違いをはっきりさせておくことは、同和问题を正しく認識し、その解決を目指す上からも大切なことです。

区別とは、あるものとあるものとの相違を意味する言葉ですが、分ける際、あくまで物事の特徴や本質の違いを基準にします。

これに対して差別とは、対象の特徴や本質を考慮に入れない区別と言うべきもので、十分な根拠無しに、ある人や集団に対して嫌悪感を持ったり、排斥しようとするものです。

区別と差別の違いをはっきりとらえ、差別をしない、させない日常の取組が大切です。

A5

いぜんとして どうわ もんだい ぶらく さべつ
依然として同和問題(部落差別)は解決していません。

同和問題について、「私のまちには地区がないから差別もない」とか「自分は差別をしていないから関係ない」と考える人がいるかもしれませんが、本当にそうなのでしょうか。

差別意識は、普段は表面には出てきません。特に知性や理性が働いているときには差別は出てきません。建前が働いているときには差別は見えにくいものです。

例えば、結婚について、憲法は「両性の合意のみに基づいて成立」(第24条)とうたっています。ところが現実には、同和地区(被差別部落)への偏見などから「同和地区(被差別部落)の人との結婚には同意できない。」と交際や結婚に反対されたり、結婚できなかつたりすることがあるのです。

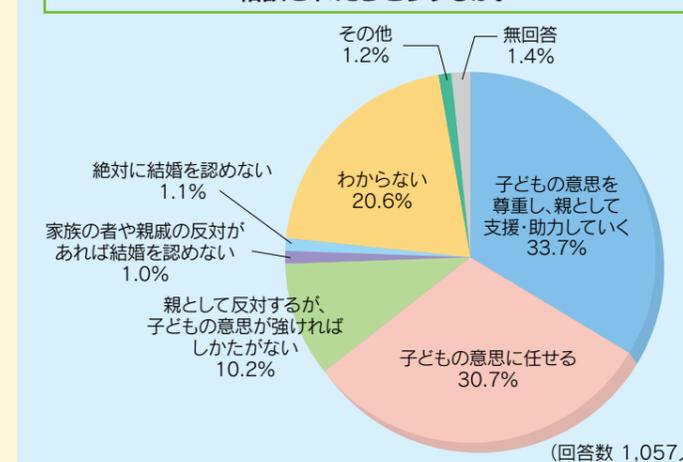
就職については、1975(昭和50)年頃、全国の同和地区の所在地等を一覧にした図書が発行され、相当数の企業等が購入していたことがわかりました。

最近でも、インターネットで同和地区の所在地や同和问题に関する差別的な書き込みが行われるといった事件が起こっています。

「人権に関する県民意識調査」

2022(令和4)年9月 宮崎県実施
対象:県内の18歳以上3千人

子どもから、同和地区出身者の方と結婚したいと相談されたらどうするか。



話し合い・考えるポイント

もし、あなたが、生まれた場所や住んでいる(住んでいた)ところで差別されたら、どう思いますか。



A6

ちゅうせい しゃかいてき せそくてき せいりつ きんせい せいじてき せいどてき  
中世に社会的、世俗的に成立し、近世に政治的、制度的に  
こていか かんが  
固定化されたものと考えられています。

どうわ ちく ひさべつ ぶらく げんげん ぎんせい しよき せいじ げんりょく ぶんれつ しほい せいじてき  
同和地区(被差別部落)の起源については、近世初期に政治権力が分裂支配のために政治的、  
いとうてき つく だ  
意図的に作り出したとする、いわゆる「近世政治起源説」が、一般的定説になっていました。

しかし、最近の同和地区の歴史的起源に関する研究では、中世に社会的、世俗的に成立し、  
ぎんせい せいじてき せいどてき せいか ちゅうせい しゃかいてき せそくてき せいりつ  
近世に政治的、制度的に固定化されたとする、「中世起源説」が定説となりつつあり、現在も盛ん  
げんげん すす  
に研究が進められています。この冊子では、これまでの研究を踏まえ、同和地区の歴史について  
ちゅうせい  
「中世」から記述しています。

1 中世

ちゅうせい てんさい きんげん せんらんとう りゆう かわら す もの なか じしつ せいりつ  
中世には、天災や飢饉、戦乱等の理由で河原に住むようになった者の中から、寺社の清掃、  
どぼく こうじ しぎゅうば しより ひかく せいぞう けい しつこう せいか ちゅうせい せつ  
土木工事、死牛馬の処理や皮革の製造、刑の執行、死者の葬送等の仕事をする人が現れました。

これらの人々の中には、銀閣寺の庭園を造ったといわれる善阿弥や、能を大成した世阿弥、観  
あみ せいか せいぞう じりょく ひと  
阿弥など、優れた文化の創造に尽力した人がたくさんいることがわかっています。

このように、高度な技術をもった特殊な存在として畏敬の念をもたれる存在である一方、人  
どうぶつ し ぶんか かく けが せんせい せんせい せいりつ せいりつ  
や動物の死に深く関わる穢れた存在として、賤視・不浄視されていました。こうした「ケガレ」  
いしき ちと ざべつ いしき ぎんせい せいりつ ぶらく ざべつ ぜんてい かんが  
意識に基づく差別意識が、近世以降の部落差別の前提になったと考えられています。

2 近世

ぎんせい ちゅうせい ひとびと せんせい しゃかいてき せそくてき ざべつ ぼくほん  
近世になると、中世においては人々の中に存在する社会的、世俗的差別であったものが、幕藩  
たいせい ちと せいじてき せいどてき こていか  
体制の下で、政治的、制度的に固定化されることとなります。

江戸幕府は民衆を統治するという政治的な意図の下、武士と百姓、町人という世襲的な身分  
せいど せいど せいど  
制度をつくり、これらとは別に「穢多」や「非人」等の身分を置きました。

この身分とされた人々は、農業のほかに、死牛馬の処理や皮革製造、芸能、雑業等で生活しま  
みぶん ひとびと のうぎょう ひとびと ひかく せいぞう げいのう ざつぎょうとう せいかつ  
した。そして、役人の下で犯罪者の捕縛や牢番等の役目を務めました。また、住居・職業・交際・  
あくそう しゃかいせいかつ せいか せんせい せいりつ せいりつ せいりつ せいりつ  
服装など社会生活のあらゆる面で差別的な扱いを受けました。

江戸幕府は、被差別部落の人々が百姓や町人と交流することを禁止する御触書を出しました。  
えど ぼくふ ひさべつ ぶらく ひとびと ひやくしやう ちやうじん ころりゅう せいか  
さらに、百姓一揆などの時には、被差別部落の人々に役人の下働きとして、百姓の取り締まりや  
ひやくしやう いっぎ ひやくしやう せいりつ ひとびと せいりつ せいりつ せいりつ  
処刑などを行わせました。

しかし、このような厳しい差別の中で、被差別部落の人々は懸命に生き抜きました。そして、  
きび ざべつ とうせい だんけつ たむ ていこうらんどう かくち お  
厳しい差別や統制に団結して立ち向かうといった抵抗運動が各地で起こりました。

ひやく しやう  
百 姓

もともとは、民衆一般の人々という意味でした。中世・近世社会では、農村や漁村、山村で、農業や漁業、  
林業に従事する人々の身分を表す言葉であったと考えられており、この冊子でもそのような意味で「百  
姓」を用いています。

えた ひにん  
「穢多」、「非人」等の用語について

「穢多」、「非人」等の用語は、差別的な意味で使用されてきましたが、この冊子では、同和問題に関する  
正しい歴史認識を深めるための歴史的用語としてそのまま掲載しています。  
現在もこの言葉で深く傷つけられている人々がいます。相手への攻撃や冗談での使用は決して許され  
ません。

3 近代

きんたい こっか めざし せいりつ せいりつ せいりつ せいりつ せいりつ せいりつ せいりつ  
近代国家を自指して出発した明治期になると、政府は1871(明治4)年、被差別部落の人々の  
みぶん しよきやう へいみん どうよう ないよう だじょうかん ぶくご 61号  
身分・職業とも平民同様とする内容の「太政官布告61号」いわゆる「解放令」を出しました。これは、  
えど ぼくふ しほい なが つつ みぶん せいど ほうてき せいりつ せいりつ  
江戸幕府支配のもとで長く続いた身分制度が法的に廃止されたという点では画期的でした。

しかし、この解放令は、形だけのものにすぎず、単に「穢多」、「非人」等の呼称を廃止し、  
みぶん しよきやう へいみん どうよう ないよう だじょうかん ぶくご 61号  
身分と職業が平民と同じように扱われることを宣言したにとどまり、被差別部落の人々を差別か  
ら解放するための制度的・経済的な政策は何も伴っていませんでした。

さらに、職業の選択が自由になったことにより、それまで被差別部落の人々のわずかな特権で  
あった死牛馬の処理等の権利も奪われたため、皮革加工に関わる仕事からの収入も途絶えてしま  
いました。加えて、兵役等の義務も課せられたので、これまでも増して、苦しい生活を強いら  
れることになりました。

また、1872(明治5)年には、日本で最初の近代的な戸籍といわれる「壬申戸籍」が作られましたが、  
こしゅ かがたが さべつてき きじゆつ がさていにあるものもあって差別を残すことになりました。

コラム1 きょうかしよ きじゆつ へんか  
教科書の記述の変化

ぶらく し げんげん せいりつ せいりつ せいりつ せいりつ せいりつ せいりつ せいりつ  
部落史の研究成果により、同和問題に関する教科書の記述は変化し  
ています。江戸時代の身分制度を「土農工商」で表すことも修正が加  
えられ、ほとんどの教科書では、この語句を取り扱っていません。そ  
れに伴い、江戸時代の身分制度をピラミッド型の上下関係として教え  
ていません。



# 同和問題(部落差別)はなぜ今も残っているのですか？

## A7

私たちの社会や文化に、人権尊重という観点から見て、十分でない面があったからだと考えます。

日本では、憲法でも基本的人権の尊重をうたい、その保持については、国民の不断の努力が必要であることを規定していますが、基本的人権に関わる同和問題(部落差別)を未解決のまま残しておくことは、この憲法の精神に反するものです。

同和問題は日本固有の人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題であると言われています。

私たちの社会を見ると、一面では、経済や産業などが豊かに発達し、近代的な市民社会の性格を持っていますが、他面では、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される風習など前近代的な身分社会の性格がまだ残っています。また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、不合理な偏見、前近代的な意識等が根強く残っています。このような日本社会の特質が、同和問題を残存させ、結婚や就職に際しての差別が後を絶たない現実を生み出していると言えます。

また、人権の尊重という視点から今日の社会を見ると、女性や障がいのある人に対する差別、人種・民族の違いによる差別、思想・信条・学歴による差別など、日常生活の中で無意識のうちに見逃してしまっている人権侵害の事例が見られ、これらのことから一人ひとりの人権感覚の希薄さが指摘されています。このことも、同和問題の存続を許してきた要因の一つであると考えられています。

同和問題を解決することは、同和問題による差別に苦しんでいる人々の基本的人権を保障することですが、そのためには、すべての国民が自らの生活との関係という視点から同和問題を見つめ、今日の日本社会にまだ根強く残っている不合理や偏見に気づき、互いの基本的人権を大切に人間らしく生きていくための自分自身の課題としてとらえ直すことが必要です。

# そっとしておけば、同和問題(部落差別)は自然になくなるのではないですか？

## A8

そっとしておいても、自然にはなりません。また、そっとしておかない現実があるのです。

同和問題(部落差別)をめぐっては、「寝た子を起すな論」という考え方が根強く私たちの周りにあります。

これは、「生まれたばかりの赤ちゃんは、世の中に同和問題があることなど知らないし、差別意識ももっていない。だから、同和問題を教えなければだんだん知っている人も少なくなり、差別も自然になくなっていく。わざわざ教えるから同和問題が解決しないんだ」という考え方です。

しかし、何もせずにそっとしておいては、今もある差別を放置し、温存することになります。それは、1871(明治4)年の「解放令」が出されてから150年が経過した今日でも、同和問題に関する差別が解消されていないことからわかります。

また、同和問題に関する正しい知識をもっておかないと、同和問題に関する差別意識や偏見があったときや、インターネット上やSNS上の情報に接したときに、そのまま受け入れてしまったり、間違った知識を周囲に語り継いでいくことになりかねません。

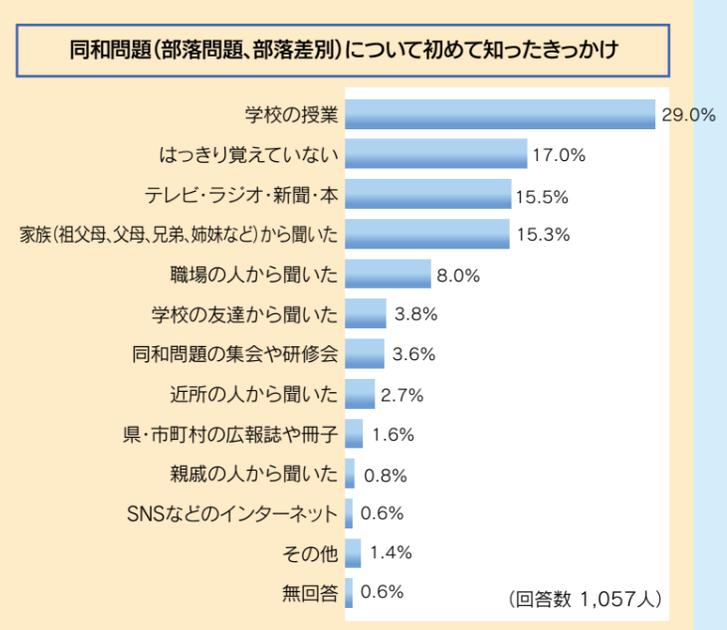
その結果、同和問題そのものや、同和問題による差別に苦しんでいる人たちの存在から目を背けたり、誤った見方で物事を考えることとなり、同和問題の解決をさらに遅らせる原因となります。

私たちは、差別や偏見を引き継ぐのではなく、同和問題についての正しい理解を引き継いでいく必要があります。

### 「人権に関する県民意識調査」

2022(令和4)年9月 宮崎県実施  
対象: 県内の18歳以上3千人

右のグラフから、同和問題について初めて知ったのが、「家族や親戚」「近所の人」「職場の人」「学校の友達」など周りの人から聞いたという人は、30.6%になり、「学校の授業」の29.0%に近い割合です。学校で正しく学んでも、周りの人が同和問題について正しい理解をしていないと、間違った情報、誤った知識や偏見・差別意識がすり込まれてしまう可能性もあります。

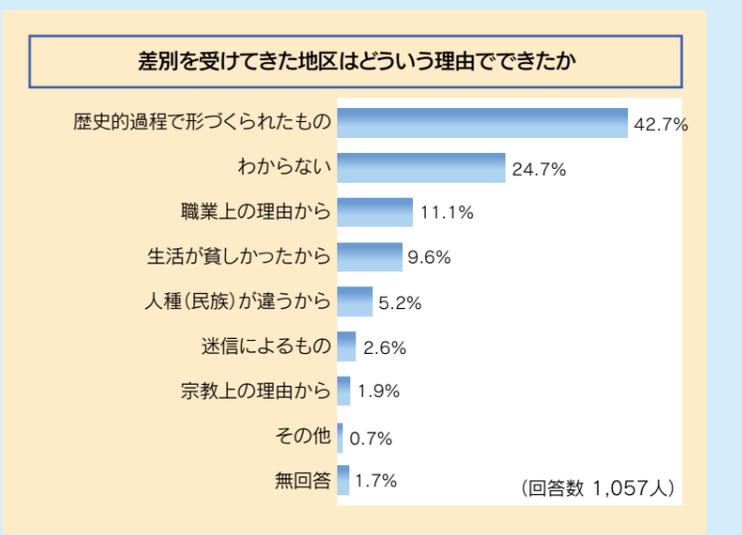


# 同和問題（部落差別）の解決のために行政はどのような取組を行ってきたのですか？

Q9

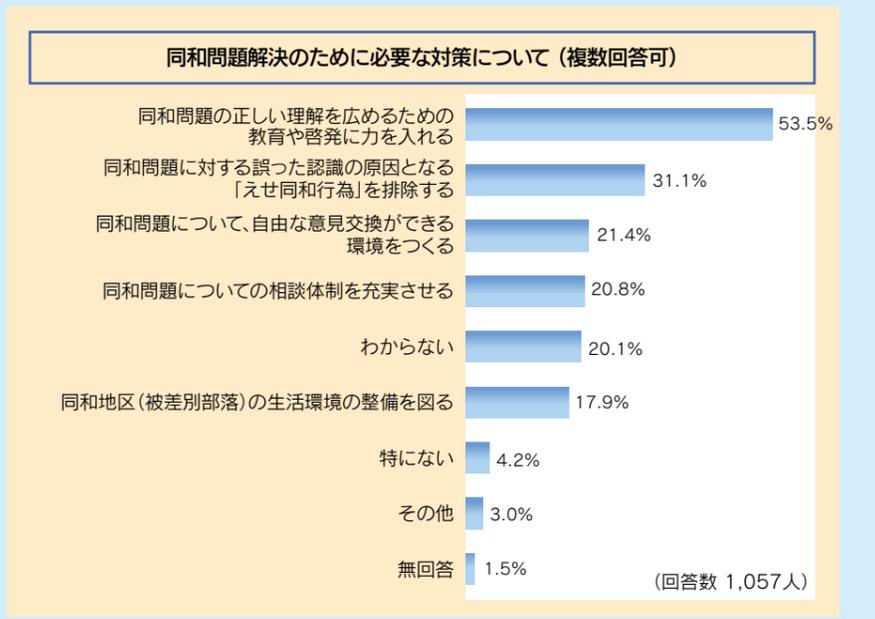
右のグラフからは、同和地区ができた理由について4割の人が「歴史的過程で形づくられた」と正しく認識していることが分かります。

一方で、半数以上の人々が、「職業上の理由から」「生活が貧しかったから」等や「わからない」と回答しており、同和地区ができた理由について正しく理解されていない方が多数であることが分かります。



私たちは、こうした現実を直視し、差別が社会構造の中や私たちの身近に様々な形で存在し、関係し合っていることを科学的に認識する必要があります。そして、「寝た子を正しく起こす」ために、私たち一人ひとりが学校や職場、地域社会の中で学習や研修を深め、人権や同和問題を正しく理解し、その解決を自らの課題として積極的に取り組んでいくことが大切です。

右のグラフから、同和問題の解決へ向けた対策として、「同和問題の正しい理解を広めるための教育や啓発に力を入れる」「えせ同和行為を排除する」と回答した割合が高く、学校や職場、地域社会で同和問題についての学習や研修が必要だと考える人が多いことが分かります。



**話し合い・考えるポイント**

○ 「そっとしておけば、同和問題（部落差別）は自然になくなる（寝た子を起こすな）」という考え方について、あなたはどのように思いますか。

## A9 差別意識の解消をはじめ、同和地区（被差別部落）の生活環境の改善、産業の振興、就業の安定などに取り組みました。

国及び地方公共団体では、同和对策事業特別措置法等に基づき、講演会や研修会の開催、マスメディアを活用した啓発、学校における人権教育などの教育・啓発に取り組む一方、生活環境の改善、産業の振興、企業等の採用・選考時における統一応募用紙の使用や公正採用選考人権啓発推進員の配置による就業の安定などを図りました。また、同和地区の子どもの学力を高めるため、同和教育推進教員（本県は同和教育研究員※）の配置等が行われました。※現在は人権教育研究員となっています。

2002（平成14）年3月末に最後の特別措置法が法期限を迎え、特別対策は終了しましたが、その後も必要なものについては、一般対策の中で対応しています。

今日では、住宅、道路などの物的な生活環境については、相当程度改善されましたが、差別意識の解消という点では未だに不十分であり、教育・啓発事業の推進が課題になっています。

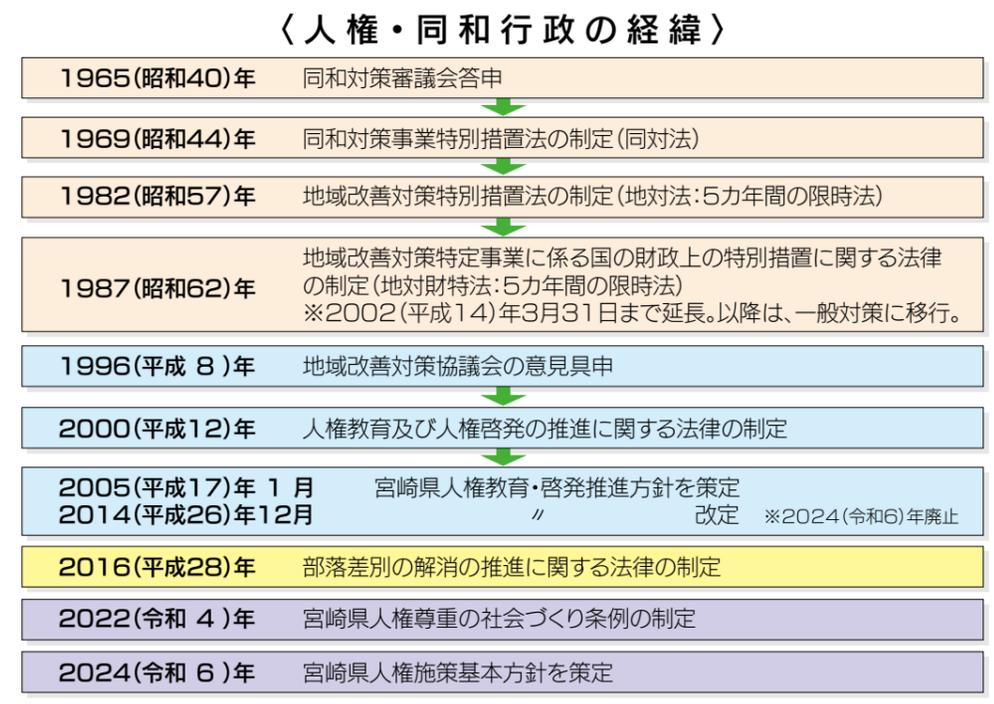
また、近年、インターネット上で、不当な目的で特定の地域を同和地区であると指摘する行為が行われるなど、新たな状況が生じていることを踏まえて、2016（平成28）年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、国や地方公共団体の責務が改めて示されました。

**統一応募用紙**

本籍、家族の職業や収入、宗教等差別につながる項目を排除した、統一応募用紙が作成され、国や県などの啓発により、広く普及してきました。

**公正採用選考人権啓発推進員**

一定規模以上の企業等には、差別のない公正な採用・選考の確立と人権啓発を図るために中心的な役割を果たす公正採用選考人権啓発推進員の設置が求められています。



# 「部落差別解消推進法」は、どんな法律ですか？

A10

現在もなお存在する部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」のことで、

2016（平成28）年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。この法律は、部落差別は許されないものであるという認識のもと、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることで、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。

そのための相談体制の充実や教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査の実施などが定められています。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）  
 （目的）  
 第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念のっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。  
 （基本理念）  
 第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念のっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。  
 （国及び地方公共団体の責務）  
 第3条 国は、前条の基本理念のっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。  
 2 地方公共団体は、前条の基本理念のっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。  
 （相談体制の充実）  
 第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。  
 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。  
 （教育及び啓発）  
 第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。  
 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。  
 （部落差別の実態に係る調査）  
 第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。  
 附 則  
 この法律は、公布の日から施行する。

話し合い・考えるポイント

○ 同和問題（部落差別）の解決のために、私たちにできることはどんなことがあるでしょうか。

# 「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」とは、どんな条例ですか？

A11

宮崎県では、県、市町村、県民、事業者が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していくため、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。（2022（令和4）年3月14日公布・施行）

## 制定の背景

世界人権宣言や日本国憲法においては、基本的人権の尊重と法の下での平等の原則が定められていますが、現実には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人等に関する人権問題、性的指向・性自認を理由とする人権問題など、様々な人権問題が存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、感染者やその家族、エッセンシャルワーカーへの差別や誹謗中傷、インターネットを利用した人権侵害など、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題も生じています。

このような背景を踏まえ、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

### 条例の概要

〈基本理念〉

- 全ての人が自己決定に基づき個性と能力を発揮して自己実現を図ることのできる社会
- 全ての人が人権意識の高揚に努めることであらゆる差別の解消に取り組む社会
- 全ての人がかけがえのない存在として尊重され、多様な価値観及び生き方を認め合う社会

〈県が取り組むこと〉

- 不当な差別的取扱い等の防止の取組
- 人権教育及び人権啓発の推進
- 人権に関する相談支援体制の整備
- 市町村等からの意見の聴取及び県民意識調査

〈県民・事業所の皆さまへ〉

県民のみなさまは、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる場において、また、事業者のみなさまは、その事業活動に関し、人権意識の高揚に努めるようお願いいたします。

また、人権尊重の理念に対する理解を深めるとともに、お互いの人権を尊重するよう努め、県が実施する人権施策へのご協力をお願いいたします。

# 宮崎県では、人権・同和問題の教育・啓発をどのように進めているのですか？

A12

「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」において、人権教育及び人権啓発の実施を定めるとともに、「宮崎県人権施策基本方針」に基づき、「お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会」の実現を目指して、教育・啓発をはじめとする人権施策を積極的に推進しています。

人権教育及び人権啓発（以下、「教育・啓発」と略します）は、県民一人ひとりが人権の大切さを自覚し、差別をなくす意欲と態度を育むとともに、差別をなくす実践力を身につけるための働きかけであり、人権・同和問題の早期解決になくはならないものであると言えます。

そのため、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」（2022（令和4）年3月14日施行）において、県が教育・啓発を行うことを定めています。

また、「宮崎県人権施策基本方針」では、教育・啓発を家庭や学校、地域社会など、あらゆる場を通じて、総合的かつ効果的に推進するとともに、同和問題（部落差別）をはじめ今日特に重要となっている人権問題を重要課題として位置づけ、その解決を図るため、地域の実情に即した効果的な施策を重点的に展開することとしています。

このため、県では、人権啓発のための県民運動推進組織である宮崎県人権啓発推進協議会や国（法務局等）、市町村等とも連携を図りながら、企業や地域住民などを対象に講演会、研修会、イベントの開催をはじめ、パンフレットの作成・配布、マスメディアによる広報、ホームページ等による情報提供、NPO等民間団体との協働による啓発事業などを実施しています。特に、人権啓発強調月間（8月）及び人権週間（12月4日～10日）の期間は、街頭啓発のほか様々な事業を集中的に実施しています。

また、学校においては、1977（昭和52）年に策定した「宮崎県同和教育基本方針」を2005（平成17）年に「宮崎県人権教育基本方針」として発展的に再構築し、教育基本法の理念の下に、すべての学校及び地域社会において、人間の尊厳、人権の尊重を基調とする教育活動を積極的に展開しています。



みやざきけんじんけんけいはつセンターだより「じんけんのかぜ」



じんけんけいはつ 人権啓発カレンダー

## 宮崎県人権施策基本方針の概要

### 方針の目標

お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現

### 人権をめぐる国内外の状況

国際社会	・世界的な人権意識の高まり ・人種、民族、宗教の違い等による戦争や迫害 等
国内	・人権三法（障害者、ヘイトスピーチ、部落差別）や子ども基本法、LGBT理解増進法の施行 ・新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対する誹謗、中傷 等
県内	・宮崎県人権尊重の社会づくり条例の施行 等

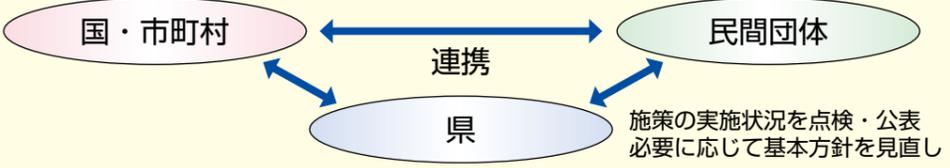
### 人権施策の推進

- 1 人権の視点に立った行政の推進**
  - (1) 職員の人権意識の向上
  - (2) 人権に関する県民意識の的確な把握
- 2 人権意識の高揚を図るための施策**
  - (1) あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
    - ・家庭、学校、地域社会、企業等
  - (2) 特定職業従事者等に対する人権教育・啓発
    - ・公務員、教職員等、医療関係者、福祉関係者、消防関係者、警察職員、マスメディア関係者、相談員、その他
  - (3) 人権教育・啓発を推進するための環境整備
    - ・人材の育成と活用
    - ・教材や資料、学習プログラム等の整備・充実・活用
    - ・広報の充実
    - ・ネットワークの構築
- 3 相談支援体制の整備**
  - (1) 人権問題に関する相談体制の充実・連携
  - (2) 相談窓口の周知

### 分野別施策の推進

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障がいのある人
- 5 同和問題
- 6 外国人
- 7 HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等
- 8 犯罪被害者等
- 9 インターネットを利用した人権侵害
- 10 多様な性
- 11 刑を終えて出所した人
- 12 北朝鮮当局による拉致問題等
- 13 働く人
- 14 その他

### 方針の推進





A13

私たち一人ひとりが人権・同和問題を正しく理解するとともに、身近な生活の中（家庭、職場、地域社会）で、人権尊重の意識を高めることが大切です。

私たちの身の回りに生き続けている様々な前近代的な風習や社会意識の中には、差別意識を無意識に助長するものもあり、また予断と偏見が差別的な言動となって日常生活の中で現れることを考えれば、人権・同和問題と日常生活とは非常に深い関係があると言えます。自分は差別しないから人権・同和問題とは無縁だと思いきは間違いです。

私たちの心に潜む差別意識は、具体的には日常の交際、就職、教育、結婚等の場面で、嫌悪、非難、回避などの様々な形を取って差別となって現れます。

そのため、様々な前近代的な風習や社会意識の中にある非科学的・非合理的部分について正しく理解し、予断と偏見が差別を温存し助長することのないように努めるとともに、身の回りの差別を見逃さない、許さない姿勢をもつことが強く望まれます。

家庭では

家庭は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通じ、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断、生活習慣やマナーを身につけるなど、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。

日常生活において、親や周りの大人の誤った言動が、子どもたちに無意識のうちに偏見を植え付けることがあります。大人自身が日常生活の中で、女だからとか、子どものくせになどと口にするをやめて、常に筋道の通った考え方や判断ができるように努め、人権尊重に徹した生活態度を身につけるよう心がけなければなりません。

また、子どもは生活の場の広がりの中で、様々な経験を通して人と人との関わり方を学んでいきますが、子どもたちの人間関係を大人の予断や偏見でゆがめてはなりません。

人権・同和問題の解決を図るためには、大人も自分の家庭生活を見つめ直し、健全な家庭づくりに努めるとともに、職場や地域社会における研修会等に積極的に参加し、学習したことを家族の中で話し合うことが大切です。



コラム2 前近代的な風習とは？

ふだんの生活の中で、「六曜」によって、行動のパターンが制約されることはありませんか。「六曜」に関しては、特に大安や友引、仏滅の日によって結婚式やお葬式の日を気にする人がいます。

「結婚式は大安の日に行い、仏滅の日は避ける。」「友引の日は死んだ人が友を引くとして葬儀を避ける。」というように、私たちの普段の生活の中に溶け込んでいます。しかし、科学的な根拠は全くありません。

「昔からしていることだから、誰もがしていることだから」などの理由で、また、世間体を気にすることによって、迷信や慣習をなんの疑問も持たず受け入れてしまい、間違いに気づけなくなったり、たとえ気づいても、そのまま結果を受け入れたりということになりがちです。

このような科学的根拠に乏しく、迷信などに基づく不合理な考え方は、いろいろな場面で人間の平等や基本的人権を侵害することになりかねません。

## 職場では

職場では、男女間等における不公正な採用や賃金・昇進、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の人権問題を解決することが重要な課題となっています。

多くの人たちが顔を合わせ、一日の中でも長い時間を過ごす職場では、職場そのものが人々の重要な生活の場となっており、お互いが人権を尊重し合い、誰もが働きやすい明るい職場をつくっていくことが大切です。

そのためには、職場の一人ひとりが人権への正しい理解と認識をもてるよう、日頃から、同和問題（部落差別）をはじめ様々な人権問題についての研修を計画的に行うことが必要です。職場における研修は、世代を超えた人々の学習の場として大きな意義をもっています。

また、人権・同和問題を考える上で、就職差別の解消は極めて重要なことです。企業等が従業員を採用するに当たっては、採用方針・採用計画の決定－募集－選考－採否通知等の一連の過程において、一貫して人権が尊重され、公正に行われることが必要です。

なお、今日では、企業等も社会を構成する一員であるとする「企業市民」という考えが定着し、その社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）が重要視され、企業等が提供する商品やサービスの安全性への十分な配慮など、職場の中で働く人々の人権への配慮のみならず、顧客・消費者、取引先等の人権や地域社会に配慮することも求められています。

このことから、企業等には、人権問題についての従業員研修の積極的な実施にとどまらず、地域における人権啓発活動や各種イベント等への積極的な参加・協力など、人権意識のさらなる高揚のための取組が期待されています。



人権担当者養成講座 実践編



県民人権講座

## 地域社会では

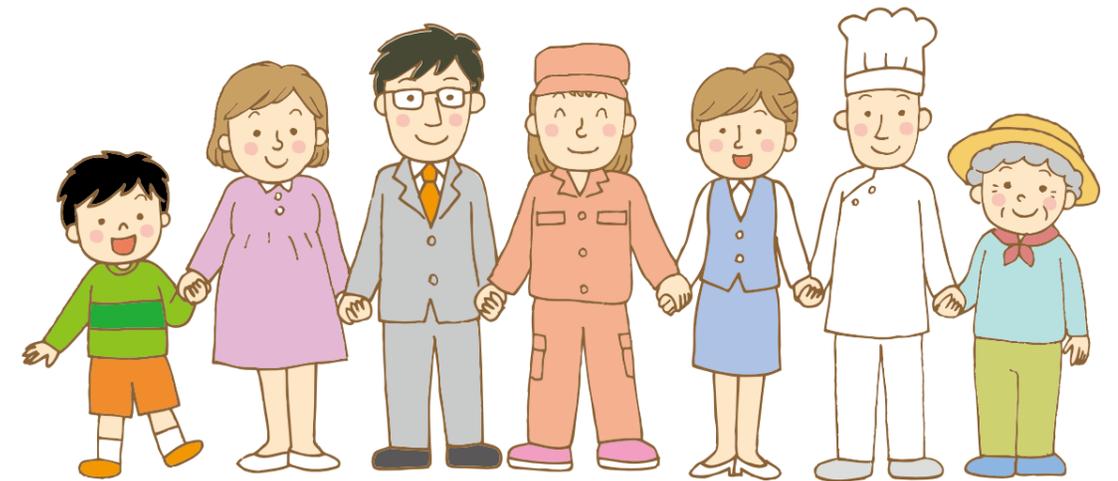
地域社会には、家庭とともに、お互いの人権を尊重する意識や他者に対する思いやりの心を育む役割があります。

私たちの周りには、子ども、高齢者、障がい者など様々な人々が暮らしています。これらの人々が地域社会の中で幸せに生きるためには、地域社会の中で、お互いの立場を思いやり、一人ひとりが個人として大切にされるという、人権尊重の精神を培うことが必要です。

しかし、地域社会には性別による固定的役割分担意識等の封建的な意識や不合理な風習が残っていることもあり、知らず知らずのうちに人権が侵害されることがあります。

偏見や差別のない地域社会にするためには、一人ひとりが自分の身近な生活を見つめ直し、人権侵害につながるものの見方や考え方を改める機会をもつことも重要です。

今日では、社会教育施設や公民館等を拠点として、人権啓発に関する各種の講演会や講座等が開催されていますので、それらに多くの住民が積極的に参加し、人権意識の高揚を図ることが大切です。



話し合い・考えるポイント

- 人権が尊重されている家庭、職場、地域社会とはどのようなものでしょうか。それぞれ、日常生活の中から考えてみましょう。

# えせ同和行為とはどのようなものですか？



## A14

**えせ同和行為とは、同和問題（部落差別）を口実として行われ、不当な要求や不法な行為などです。**

今日見られるえせ同和行為の多くは、「同和問題について理解しているか」とか「同和問題の解決のために協力してほしい」など、あたかも同和問題に関する差別解消運動の一環であるかのように見せかけて、高額な図書等の購入を執拗に迫ったり、寄付金や協力金等を一方的に要求するものです。

このため、えせ同和行為は、同和地区の人々や同和問題の解決に真剣に取り組んでいる人たちに対するイメージを著しく損ね、ひいては同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな要因となっており、これまでに行われてきた啓発の効果を一挙に覆すものです。

同和問題の解決のためには、このようなえせ同和行為の横行を断固排除する必要がありますが、その手口や内容を知った上で、毅然とした態度で対処することが重要です。

### 「ストップ！えせ同和行為」不当要求対応マニュアルのご紹介

ある日突然、あなたの事務所にも「えせ同和行為」の電話がかかってくるかもしれません。ただし、しっかり備えていれば、恐れることはありません。日頃から同和問題（部落差別）について正しく理解し、不当要求への対応を学んでおけば安心です。



**反社会的勢力の不当要求を撃退するためのマニュアルです**  
このマニュアルは、宮崎県弁護士会民事介入暴力対策委員会の監修により、えせ同和行為（不当要求）に対する心得や対応方法を掲載しています。  
また、えせ同和行為以外の様々な不当要求にも応用できる内容となっており、反社会的勢力による不当要求を撃退するための、組織的対応の基本について解説しています。

※県では、えせ同和行為の対応マニュアル「ストップ！えせ同和行為」を配布しています。ご希望の方は、県庁人権同和对策課(☎0985-26-7067)へお電話ください。また、県庁ホームページからダウンロードすることもできます。

宮崎県 ストップえせ同和 検索

話し合い・考えるポイント

○ えせ同和行為などの不当な要求や不法な行為にあった場合に、どのように対処すればよいでしょうか。

## 宮崎県人権啓発センターのご案内

宮崎県人権啓発センターでは、人権に関する啓発、研修、相談など各種の事業を行っています。お気軽にご利用、ご相談ください。

### ①研修会の実施

- ・人権担当者養成講座
- ・県民人権講座

### ②研修会への講師派遣及び紹介

- ・企業や民間団体等の研修会への職員派遣
- ・外部講師の紹介

### ③わたしたちの人権講座の開催

- ・センター研修室での人権講座

### ④人権啓発情報誌及び資料の作成

- ・「じんけんの風」やパンフレット、啓発資料等の作成

### ⑤ホームページでの情報提供

- ・研修やイベント、センターの事業内容等を紹介
- ・宮崎県人権ホームページ  
<https://www.m-jinken.jp/>

### ⑥人権に関する相談

- ・人権啓発専門員が人権問題についての相談に応じます。

**人権相談専用電話 (0985)26-0238**

### ⑦人権啓発ビデオ等の貸出

- ・DVD等や図書の無料貸出

●貸出冊数及び貸出期間

DVD等	貸出本数：3本以内	貸出期間：14日以内
図書	貸出冊数：3冊以内	貸出期間：14日以内

## 宮崎県人権ホームページのご案内

宮崎県人権ホームページでは、人権に関する各種情報やイベント、行事のご案内、ビデオ等の啓発教材のご紹介、様々な人権関係の相談窓口のご紹介をしております。

ホームページアドレス

<https://www.m-jinken.jp/>

宮崎県 人権ホームページ 検索



## 宮崎県人権啓発センター

宮崎市橘通東2-10-1 県庁8号館6階  
(宮崎県人権同和对策課内)  
TEL.(0985)32-4469 FAX.(0985)32-4454

◎情報・ご意見などをお待ちしています。  
E-mail : jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp



# 思いやりの心で 豊かな人間関係を



このシンボルマークは、  
宮崎のイニシャルのM(m)を使用し、  
「人権」の基本的テーマである「ハート(心)」「人(体)」「  
和(輪、話)」「やすらぎ(花)」などをあわせて、  
住みよいふるさと宮崎づくりを表現したものです。

## 宮崎県人権同和対策課

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館6階)

**TEL.0985-32-4469 FAX.0985-32-4454**

E-mail : [jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:jinkendowataisaku@pref.miyazaki.lg.jp)

ホームページ : <https://www.m-jinken.jp/>